

一般競争入札公告

沖縄県が発注する宮古・八重山地区出先機関におけるＬＡＮ機器等賃貸借契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成 24年 1月 5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 宮古・八重山地区出先機関におけるＬＡＮ機器等賃貸借
- (2) 契約の内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間及び機器設置場所 入札説明書による。

2 一般競争入札参加資格要件 本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 営業年数が平成23年4月1日現在において5年以上であること。
- (2) 法人にあっては、資本金が1000万円以上であること。
- (3) 県内に本社または、支社、支店、営業所等を有する者。
- (4) 県内の本社または、支社、支店、営業所の従業員が15名以上であること。
- (5) ＬＡＮ及び情報システム構築に関し、直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- (6) 平成23年度に沖縄県情報政策課が発注する事業のうち、平成23年12月1日の時点において、契約額1000万円以上の案件の契約実績が3件未満であること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- (2) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止、又は指名除外の措置を受けた受けた者。
- (3) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日及び入札期日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者（会社更生法の適用を受けた者を除く）。

4 入札参加資格の申請方法等

(1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記簿謄本

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 財務諸表（直近の決算報告書：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を含むこと）

オ 県税（法人事業税及び法人県民税）に関し未納がないことを示す納税証明書（直近３年間分）

カ LANの構築に関し、直近２事業年度以内の営業実績を証する書類

(2) 申請書等の入手方法 申請書等の諸様式は、次のとおり配付する。

ア 期 間 この公告の日から平成24年1月11日（水）まで（土曜日、日曜日祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までの間とする。

イ 場所及び問い合わせ先 沖縄県企画部情報政策課行政ネットワーク整備班
〒900－8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
電話番号098－866－2036

(3) 申請の時期 この広告の日から平成24年1月13日（金）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

5 資格審査結果の通知 資格審査結果は、郵便により通知する。

6 資格の有効期間 この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金

(6) 電話番号

8 資格の取消し等

(1) 入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 資格取消の通知 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 契約条項を示す場所及び期間

本業務に係る契約書案及び仕様書等は、次の通り縦覧に供する。

(1) 契約条項を示す場所 沖縄県企画部情報政策課行政ネットワーク整備班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号098-866-2036

- (2) 契約条項を示す期間 この公告の日から平成24年1月19日（木）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

10 入札説明書の縦覧

- (1) 入札説明書を示す場所 沖縄県企画部情報政策課行政ネットワーク整備班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号098-866-2036

- (2) 入札説明書を示す期間 この公告の日から平成24年1月19日（木）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

10 入札説明会 実施しない

11 入札執行の日時及び場所 平成24年1月20日（金）午後2時 沖縄県庁14階 0A研修室

12 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

15 最低制限価格 設定しない。

16 その他 その他詳細については、入札説明書による。